



事務の手引き

入会

▶入会できる方

新潟市内の中小企業（資本金が3億円以下または従業員300人以下）に勤務する勤労者および事業主の方。
※この制度は事業所の福利厚生制度として利用していただくものですので、事業所単位で一括加入となります。

▶入会の手続き（事業所の入会）

加入は月単位です。書類受理日の翌月1日からの入会となります。
次の書類の提出が必要です。ニピー事務局までご連絡ください。

- 事業所入会申込書（1事業所1枚）
- 預金口座振替依頼書（1事業所1枚、複写式）
* 第四北越銀行、大光銀行、新潟信用金庫、新潟県労働金庫よりご指定ください。
- 会員入会申込書（1会員1枚）

▶入会の手続き（会員の追加入会）

追加入会とは、新規採用等により、会員の追加をすることです。
加入は月単位です。書類受理日の翌月1日からの入会となります。
ただし、月初の採用などで当月入会をご希望の方は、5日までに入会届を提出してください。（必着）
次の書類の提出が必要です。FAXまたは郵送でお送りください。

- 会員入会申込書（様式10）

▶会員資格の発生

会員資格は、会員入会申込書が受理された日の翌月1日から発生します。
会員資格が発生する日は、会員証に入会日として記載があります。
入会処理が完了しますと、事業所宛に「入会者名簿」を送付します。

▶入会の承認

手続き完了後次のものを送付します。

- 会員証
- 利用ガイドブック
- 利用補助券冊子
- サービスセンターニュース（月刊）



全福センターマーク

ニピー会員の皆様は、全福センターの提携施設も利用できます。
詳しくは1ページをご参照ください。



会費

▶会費

会員1人につき月額800円

※原則として、会費の半額以上を事業主が負担

▶会費の納入

納期	引落月	対象月
第1期	4月	4・5・6月分
第2期	7月	7・8・9月分
第3期	10月	10・11・12月分
第4期	1月	1・2・3月分

- ・引落日は引落月の銀行最終営業日です。
- ・3か月に1度、ご指定の口座から自動引落しします。
- ・期の途中の入退会者については、翌期にて精算します。

$$\text{納付月1日時点の会員数} \times 800\text{円} \times 3\text{か月} \\ + (\text{中途入会者分}) - (\text{中途退会者分})$$

▶会費通知はがき

郵便はがき

料金後納
郵便

様

勤労者福祉サービスセンター
会費領収書

年 ~ 月分

下記会費を
領収いたしました。

領収(振替)日 月 日

領収金額 円

事業所番号

勤労者福祉サービスセンター
会費請求書

年 ~ 月分

下記会費を
指定口座から振替ます。

振替日 月 日

未収金額	(a) 1600 円
月初会員数	15 人
会費額	(b) 36000 円
還付金額	(c) 800 円
請求額	36800 円

公益財団法人 新潟市勤労者福祉サービスセンター

納付月には、会費通知はがき（前回会費の領収書 兼 今回会費の請求書）を事業所宛に送付します。

* 指定口座の無い事業所には振込用紙を送付します。

未収金額(a) 前回の引落後の入会者分

会費額(b) 月初会員数×800円×3か月

還付金額(c) 前回の引落後の退会者分

請求額 (a) + (b) - (c)

▶期の途中の入退会者の精算

★期の途中で入会した場合（例）5月1日入会の場合



★期の途中で退会した場合（例）5月末日退会の場合



▶会費の取扱い

法人の場合

事業所が負担した会費は、税法上損金で処理できる場合があります。
勘定科目は、福利厚生費が適当です。また消費税は不課税取引となります。

個人事業所の場合

事業主が負担した会費は、従業員（家族従業員含む）については税法上必要経費で処理できる場合があります。
勘定科目は、福利厚生費が適当です。
なお、事業主本人の会費は必要経費にはなりません。また消費税は不課税取引となります。

*詳しくは事業所の税務担当者・税理士さんなどにご指示を仰いでください。

退 会

▶退会の手続き

会員が退職・死亡などにより退会する場合は書類の提出が必要です。FAXまたは郵送でお送りください。
手続きは月単位で行いますので、書類受理日の月末での退会となります。届け出が遅れると、翌月分の会費も徴収対象となりますのでご注意ください。

ただし、5日までに受理した届出については、前月末退会として処理できます。退会日をご明記ください。
あらかじめ退会日が決定している場合、退職前でも書類を受付けます。

- 退会届 兼 退会同意書（様式11）

注) 事業所の一括退会の場合、既納の会費は返還しません。
ただし、引落日前日までにご連絡いただいた場合は、後日返還します。

▶会員資格の喪失

会員資格は、退会の事由が発生した時点で喪失します。
ただし、手続きは月単位で行いますので、退会届が受理された月末での退会となります。
退会処理が完了しますと、事業所宛に「退会者名簿」を送付します。

会員資格を喪失しますと、ニピイのサービスを一切受けることができません。
利用期限内の利用券やクーポン券がお手元にあっても使用することはできません。
資格喪失後の不正利用が見つかった場合、補助負担分をご返金いただきますので、ご了承ください。

▶会員証の返却

会員証は、退会時にニピイまで返却してください。
返却できない場合は、退会届の「会員証回収」欄で‘無’を選択し理由を記入してください。

変 更

▶届出内容の変更

事業所および会員の届出内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

事業所	会 員
事業所名 所在地 電話番号、FAX番号 代表者名 会費振替預金口座*	氏名 住所 電話番号 登録家族（追加・削除） 注) 生年月日、入社日、入籍日は原則変更できません。 変更希望の場合、ニピイまでお問い合わせください。
●事業所届出内容変更届（様式12）	●会員個人届出内容変更届（様式13）

*会費振替預金口座の変更には別途手続きが必要ですので、ニピイよりご連絡します。

再発行

▶ 会員証の再発行

氏名変更や紛失により会員証の再発行が必要な場合、再交付申込書をFAXまたは郵送でお送りください。自己都合による再交付手数料は300円です。新しい会員証と一緒に振込用紙を事業所宛に送付します。なお、戸籍の異動による氏名変更の場合、手数料は不要です。

● 会員証再交付申込書（様式14）

注）会員証は会員ご本人様の責任下で管理願います。

会員証は、会員本人および登録家族のみ利用可能です。

クレジット機能などは付いておりませんが、紛失にはご注意ください。

万一失くされて、取得者よりニピイへ通知があった場合は、すみやかに会員本人へご連絡します。

▶ 利用ガイドブックの再発行

利用ガイドブックの再発行が必要な場合、ニピイまでご連絡ください。

再交付手数料は300円です。利用ガイドブックと一緒に振込用紙を事業所宛に送付します。

* 専用の申込書はありません。ニピイまで直接ご連絡ください。

注）「利用補助券冊子」の再交付はできません。

冊子には、年度内の利用上限枚数の補助券が綴られています。不足・紛失など、理由のいかんにかかわらず再交付はしません。ご留意のうえ、ご使用ください。

利用について

▶ サービスの告知

通年ご利用いただけるサービスについては、本誌の各項目に利用案内が記載されています。

：慶弔給付金受給、健康診断補助、宿泊補助券、ディズニーリゾートコーポレートプログラム利用券など
毎月のイベントは会報誌“サービスセンターニュース”でお知らせします。利用方法もあわせて記載されています。

：各種クーポン券、料理教室、商品券斡旋、コンサートチケットなど

▶ 申込方法

指定の申込書（本誌巻末に掲載あり、ニピイホームページよりダウンロードも可）に必要事項を記入し、FAXまたは郵送でお申込みください。

一部のサービスはWeb申込も可能です。ニピイホームページより、Web会員登録のうえ、お申込みください。Web申込の詳細は、52ページをご参照ください。

▶ 利用方法

各サービス毎のご案内を参照ください。

▶ 利用券等の受取り

各種券の発送は原則普通郵便にて行います。（一部の高額券は宅急便送付の場合もあります）

送付先住所をご明記のうえ、利用まで余裕を持ってお申込みください。

お急ぎの場合、ニピイ窓口にて直接お受取りになることも可能です。その場合、必ず事前に申込内容をFAXした後、「受取り希望」であることをお電話にてお伝えください。希望日に受付カウンターにてお渡します。

事前申込みのないままご来局されますと、すぐに券をお出しできないこともあります。ご了承ください。

▶参加費の納付

参加費の支払い方法は3通りあります。それぞれの利用案内をご覧ください。

①現地で支払う場合

参加当日、釣銭の無いようご準備いただき、現地にてお支払いください。

②参加施設へ直接振込む場合

参加決定した会員様には案内を送付します。そこに記載の口座へ、直接お振込みください。(手数料は会員様負担)

③振込用紙にて支払う場合

参加決定した会員様には案内やチケットと一緒に「振込用紙」を送付します。

指定の納付期限までに、銀行窓口にてお支払いください。指定金融機関の窓口でお支払いいただいた場合のみ、振込手数料はコピーが負担します。

第4北越銀行、大光銀行、新潟信用金庫、新潟県労働金庫 以上4行の本支店窓口

*ATMからの振込み、インターネットバンキングによる振込みも可能です。

その場合、振込手数料は会員様負担となります。必ず会員本人のお名前で、手数料は差し引かずにお振込みください。

令和6年度より、コンビニ払いへの移行を予定しています。

「コンビニ払い専用振込用紙」が届きましたら、指定の納付期限までに各コンビニでお支払いください。振込手数料はコピーが負担します。

注) コンビニ払い移行後は、ATMやインターネットからのお振込みはできません。

▶参加費の返金

返金の可否は各種サービスによって異なり、募集事項もしくは案内文書にその旨が記載されています。

返金のできない一例

- ・コンサートチケット（申込後または当選確定後のキャンセル不可、必ず代金をお振込みください）
- ・申込締切後の商品券（注文が確定していますのでキャンセル不可、必ず代金をお振込みください）
- ・キャンセル対応期限を過ぎたイベント・セミナー（イベントごとにキャンセル受付期限が決まっています）
- ・無断欠席、集合時間に到着しない場合（参加代金をお支払いいただきます）

①会員都合によるキャンセルの場合

キャンセル受付期限前のお申出であれば、参加費はいただきません。既にお支払い済みの場合は返金します。指定口座へ振込にて返金します。振込手数料は会員様負担となります。

②主催側の都合による開催中止の場合

コンサートの開催中止、最少催行人数に至らないイベントなど会員都合ではない場合、参加費はいただきません。既にお支払い済みの代金は全額返金します。指定口座へ振込にて返金します。(振込手数料はコピー負担)

注) 各種サービスによって、返金の可否、返金可能な期限など異なります。

募集要項や参加案内をよくご確認のうえご利用ください。不明な点はコピーまでお尋ねください。

▶適正利用のお願い

利用範囲外の方への利用券等の譲渡・転売などを固くお断りします。

不正利用が問題となり、施設側から利用契約を打ち切られる場合もあります。

応募型のイベントは、当選者本人のみが参加できます。代理参加は認めていません。

万一、不正利用が発覚した場合には、一般料金相当額を請求するとともに、利用制限や退会の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

▶個人情報の保護

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程により、個人情報の適切な取り扱いを実施しています。福利厚生サービス事業の遂行上、申込書にご記入いただいた個人情報をコピー・主催者等で共有させていただく場合がありますが、事業実施の目的以外に使用することはありません。



慶弔給付金

給付

▶ 受給資格

ニピイ会員の資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に支給されます。

(ニピイ加入以前に発生した事由は対象となりません)

* ご夫婦とも会員の場合は、入学祝金、その他給付金など2人とも請求できます。

▶ 請求期限

事由発生後3年以内 * 事由発生前のご請求は受付できません。

▶ 請求方法

(1) 「慶弔給付金請求書」(巻末様式5) に必要事項を記入のうえ、事業主の証明印を受けて、FAXまたは郵送でご請求ください。

* 給付金の種類によっては添付書類が必要な場合があります。次ページの給付金一覧でご確認ください。

(2) 各月25日(4月は20日)までに届いた請求書は翌月10日に指定口座にお振込みします。

* 給付金請求書に不備・不明等がある場合はこの限りではありません。

* 10日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日にお振込みします。

(3) 振込通知は指定口座(事業所・個人)にかかわらず事業所宛てにまとめて送付します。

ご確認のうえ、会員へ通知またはお渡しください。

▶ 請求の際はご確認を！

● 給付金を請求される際は、手続きがスムーズに行えるよう記入もれ・印鑑もれ・書類の添付忘れがないか、もう一度ご確認ください。

● 振込口座を指定される場合は、銀行・支店・口座番号・名義を正確にご記入ください。

▶ 給付金の返還

偽り、その他の不正行為により給付金を受給された場合は、給付金を返還していただきます。

▶ 給付金対象者名簿の送付について

当該年度(4月～翌3月)に発生する給付金の対象者名簿を4月下旬に事業所宛てにお送りします。

事務担当者の方は給付金請求の参考資料としてご活用ください。

● 対象者名簿は、登録内容をもとに以下の給付についてお送りします。

20歳、還暦、入学、勤続、水晶婚、銀婚

● ご請求はそれぞれ事由発生日を過ぎてから申請してください。

事由発生前のご請求は受付できません。

▶ その他

慶弔給付金のうち、勤続祝金、住宅災害見舞金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17 略称:全労済協会)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。

当サービスセンターまたは会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款によります。

▶給付金一覧

給付種類		対象・給付金額		給付事由	添付書類等
20歳祝金		会員本人	5,000円	会員が満20歳になったとき	不要
結婚祝金		会員本人	20,000円	会員が入籍したとき（1回限り）	*婚姻届受理証明書、戸籍抄本のいずれか（写し可） *住所・同居家族が変わる場合は 会員個人届出内容変更届も提出（巻末様式13） *姓が変わり、会員証の再交付が必要な場合は 会員証再交付申込書も提出（巻末様式14）
出産祝金		会員または配偶者	10,000円	会員又は会員の配偶者が出産したとき（出生1人につき1件、双生児は2件となります）	不要
入学祝金		小学校	5,000円	会員の子供が小学校・中学校に入学したとき *4月1日付で会員資格がある方のみ請求できます。	不要
		中学校	5,000円		
勤続祝金		10年	5,000円	会員が事業所等の従業員となり、同一事業所に連続して勤務した期間が、左記の年数を経過したとき。	不要
		15年	10,000円		
		20年	10,000円		
		25年	10,000円		
		30年	10,000円		
		35年	10,000円		
		40年	10,000円		
水晶婚祝金		満15年	7,000円	会員が入籍してから満15年をむかえたとき（1回限り）	不要
銀婚祝金		満25年	15,000円	会員が入籍してから満25年をむかえたとき（1回限り）	不要
還暦祝金		会員本人	7,000円	会員が満60歳になったとき	不要
傷病見舞金	労働災害 10日以上	会員本人	5,000円	会員が労災により連続して10日以上欠勤したとき	*申請はそれぞれ年度内1回限り *下記のいずれかの証明書を添付（見込みは除く） ・出勤簿の写し（欠勤日数） ・医師の診断書の写し（療養日数）
	労働災害・疾病 30日以上	会員本人	10,000円	会員が労災又は疾病により連続して30日以上欠勤したとき	*労災の場合は、労働基準監督署に提出する休業補償給付支給請求書の写しを添付 *欠勤・療養日数には事業所の公休日（土・日・祝日など）や有休も含まれます。
死亡弔慰金		会員	30,000円	会員本人の死亡	不要
		配偶者	15,000円	会員の配偶者の死亡	
		同居の一親等親族	10,000円	会員の同居する一親等以内の親族の死亡（妊娠4か月以上の死産も含まれます）	
住宅災害見舞金	火災等 (火災・落雷等)	損害の程度 50%以上	100,000円	火災等により会員の居住する住宅または住宅に収容する家財に被害があった場合	*被害状況の調査が必要になりますので二ピイまでご連絡をお願いします。 *罹災証明書、その他必要書類を後日、ご提出いただけます。
		50%未満 30%以上	70,000円		
		30%未満 20%以上	50,000円		
		20%未満	20,000円		
	自然災害 (床上浸水除く)	70%以上	30,000円	自然災害により会員の居住する住宅に被害があった場合	
		70%未満 20%以上	15,000円		
		20%未満	3,000円		
自然災害 (床上浸水)	一律	6,000円			

※請求内容に不明等がある場合、二ピイが指定する書類を別途ご用意いただく場合があります。
(例：登録データの相違や、家族状況など)



定期健康診断・人間ドック

定期健康診断受診料補助

- ▶ **利用資格** 会員のみ（受診時に会員資格があること）
- ▶ **利用回数** 年度内1回限り（健康診断、人間ドックのいずれか）
*年度内に両方を受診される場合の補助申請については上限があります。
事前にニピイまでお問い合わせください。
- ▶ **補助対象** 定期健康診断（診察や尿、血液の採取をはじめとする全般的な検査）が補助の対象です。
各種がん検診など、個別の検査は補助の対象外です。
- ▶ **補助金額** 1人につき1,600円 *支払額が補助金額に満たない場合、支払額を上限とします。
- ▶ **請求期限** 受診後6か月以内
- ▶ **請求方法** (1) 受診料の支払い後、下記の書類①～④をFAXまたは郵送でお送りください。
①受診料補助金請求書（巻末様式6）
②受診料補助金対象者名簿（巻末様式7）
③医療機関の請求書（受診内容・人数が明記されたもの） *個別明細は不要です。
④医療機関の領収書（写し）
ネットバンキング等を利用の場合は、領収書の代わりに伝送明細（該当箇所のみ）を添付
(2) 補助金を指定口座にお振込みします。

人間ドック受診料補助

- ▶ **利用資格** 会員のみ（受診時に会員資格があること）
*会員の被扶養配偶者は契約医療機関の日帰り人間ドックのみ配偶者料金が適用されます。
- ▶ **利用回数** 年度内1回限り（健康診断、人間ドックのいずれか）
*年度内に両方を受診される場合の補助申請については上限があります。
事前にニピイまでお問い合わせください。
- ▶ **補助対象** ニピイ契約医療機関または一般医療機関で受診する人間ドック
*脳ドックなど、個別の検査は補助の対象外です。
- ▶ **補助金額**

契約医療機関で受診するドック	5,000円
一般医療機関で受診するドック	3,000円
- ▶ **請求期限** 受診後6か月以内
- ▶ **利用方法**

契約医療機関で受診する場合

人間ドック受診申込書を医療機関へ提出することで補助金額をあらかじめ差し引いた料金で受診することができます。この方法で受診できる契約医療機関名・コース・利用料金は次ページをご覧ください。

- (1) 契約医療機関へ受診の予約をする際に「ニピイ会員」である旨をお申し出ください。
- (2) 人間ドック受診申込書（巻末様式8）を医療機関へ提出します。
- (3) 受診後、補助金額を差し引いた料金で医療機関から請求書が発行されます。【ニピイへの補助金請求は不要】

*受診申込書の提出忘れなど、補助金額を差し引かれず受診された方は、次の「一般医療機関で受診する場合」により、ニピイへ直接、補助金の請求を行ってください。

一般医療機関で受診する場合

- (1) 受診料の支払い後、下記の書類①～④をFAXまたは郵送でお送りください。
①受診料補助金請求書（巻末様式6）
②受診料補助金対象者名簿（巻末様式7）
③医療機関の請求書（受診内容・人数が明記されたもの） *個別明細は不要です。
④医療機関の領収書（写し）
ネットバンキング等を利用の場合は、領収書の代わりに伝送明細（該当箇所のみ）を添付
- (2) 補助金を指定口座にお振込みします。

▶人間ドック契約医療機関

下表の施設で受診する場合、あらかじめ補助金額が差し引かれて請求されます。

施設名	所在地	予約電話番号	F A X 番号
新潟県労働衛生医学協会			
新潟健診スクエア プラーカ健康増進センター	新潟市西区北場1185-3 新潟市中央区天神1-1 プラーカ3・5F	025-378-1201	025-370-1975
県央健診スクエア (2024年5月中旬開設予定) 岩室成人病検診センター	三条市上須頃4-1 新潟市西蒲区橋本143-1	0256-92-3300	0256-92-1211
新津成人病検診センター	新潟市秋葉区程島2009	0250-22-1330	0250-22-1369
アクアール長岡健康増進センター	長岡市新陽2-5-1 アクアール長岡2F	025-378-1241	025-370-1975
新潟県健康管理協会	新潟市中央区新光町11-1	025-245-4455	025-283-3974
新潟県保健衛生センター 成人病検診センター	新潟市中央区川岸町2-11-11	025-267-6328	025-232-0891
新潟県けんこう財団			
新潟健診プラザ	新潟市中央区紫竹山2-6-10	025-245-1177	025-245-1155
西新潟健診プラザ	新潟市西区小新南2-1-60	025-231-1122	025-231-1155
長岡健康管理センター	長岡市千秋2-229-1	0258-28-3555	0258-28-3667
木戸病院健診センター	新潟市東区竹尾4-13-3	025-270-1831	025-270-7261
新潟白根総合病院	新潟市南区上下諏訪木770-1	025-372-2191	025-372-6606
新津医療センター病院	新潟市秋葉区古田610	0250-24-5311	0250-24-5094
済生会新潟病院	新潟市西区寺地280-7	025-233-6669	025-233-6744
新潟臨港病院	新潟市東区桃山町1-114-3	025-368-7040	025-275-4841
西蒲中央病院	新潟市西蒲区旗屋731	0256-88-5521	0256-88-5531
新潟南病院	新潟市中央区鳥屋野2007-6	025-284-2511	025-284-2588

2020年4月より新潟医療センター(西区小針3)は契約解除となりました。

▶コース・対象者・利用料金

検査内容は医療機関ごとに異なります。

料金は変更になる場合がありますので、医療機関へ直接ご確認ください。

コース・対象者	①協会けんぽ一般健診+サービスセンターコース	②日帰り人間ドック		
	協会けんぽの被保険者で35歳以上の方 会員本人	国民健康保険加入者やコース①に該当しない方		
契約医療機関名		会員本人	被扶養配偶者	一般料金
新潟県労働衛生医学協会	受診費から 5,000円引き 健診費用は、全国健康保険協会(協会けんぽ)の定める一般健診費用をベースに決定されます。詳細は各医療機関へお問い合わせください。なお、このコースを受診する場合、契約医療機関へ「協会けんぽへ加入していること」「ニピイ会員であること」をお伝えのうえご予約ください。	被扶養配偶者 料金から、 5,000円引き	37,950円	41,800円
新潟県健康管理協会			37,950円	41,800円
新潟県保健衛生センター成人病検診センター			37,950円	41,800円
新潟県けんこう財団			37,950円	41,800円
木戸病院健診センター			38,500円	41,800円
新潟白根総合病院			38,700円	39,600円
新津医療センター病院			38,500円	39,600円
済生会新潟病院			37,730円	39,600円
新潟臨港病院			38,500円	39,600円
西蒲中央病院			36,300円	39,600円
新潟南病院			37,400円	39,600円

※金額はすべて税込です。端数処理は、各医療機関により異なります。